

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年藤枝市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保健施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。